

## 規 則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十八号

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和五十七年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「様式第二号」を「連帯保証人が署名した様式第二号」に、「様式第三号」を「身元引受人が署名した様式第三号」に改める。

様式第二号（一）中「㊸」を削る。

様式第二号（二）から様式第四号まで及び様式第六号中「㊸（ハシロウ）」を削る。

第二条 埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条」を「第十五条」に改める。

第三条を削る。

第四条中「第四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「第四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第四条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条第三項中「第五条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「第八条」を「第十四条」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

様式第一号中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第二号（一）中「第5条、第9条関係」を「第4条、第8条関係」に改める。

様式第二号（二）中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第三号中「第5条、第9条関係」を「第4条、第8条関係」に改める。

様式第四号中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第五号（一）及び様式第五号（二）中「第6条関係」を「第5条関係」に

改める。

様式第六号中「~~第12条~~」を「~~第11条~~」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。